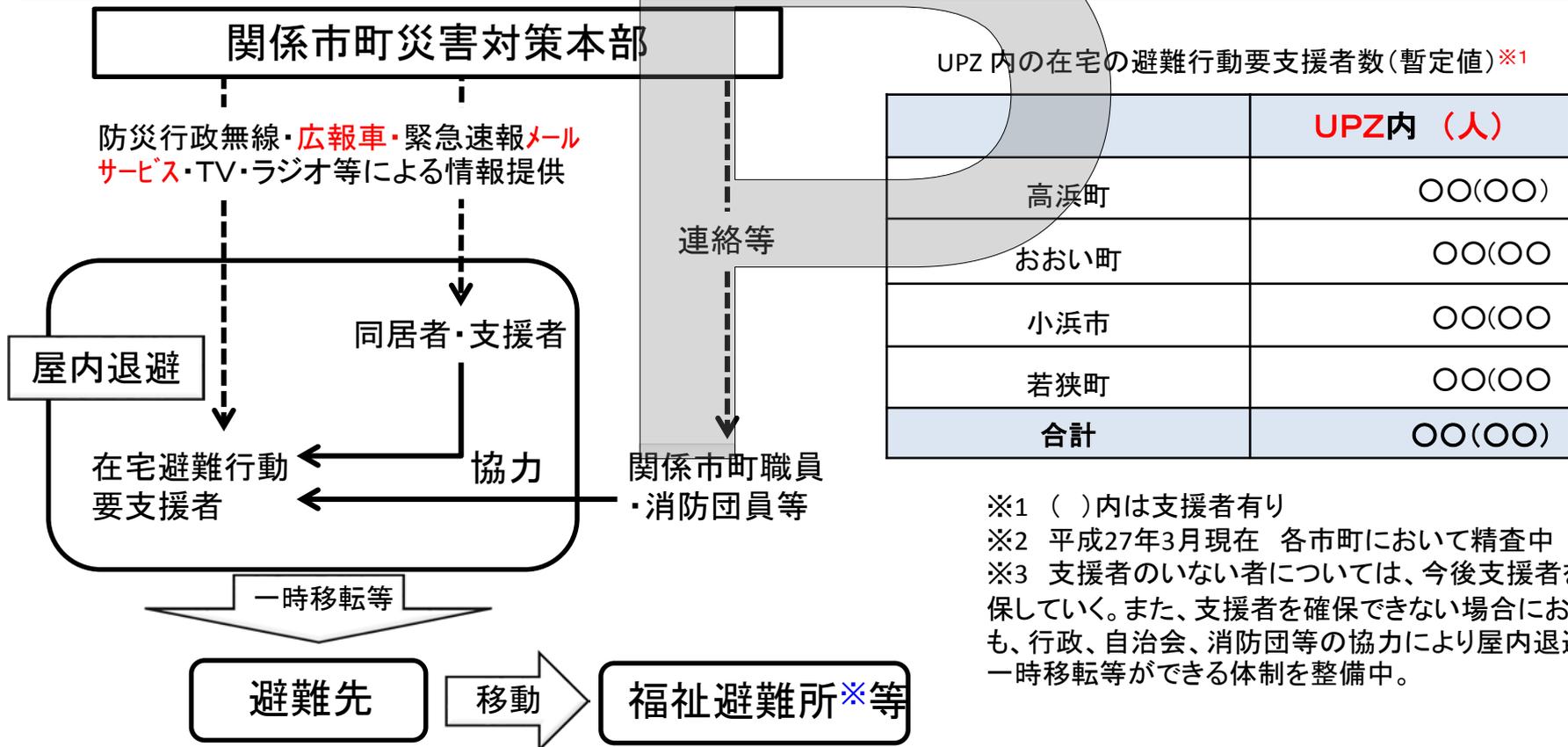


# 福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、**広報車**、**緊急速報メールサービス**、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ **支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は**、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福井県**災害対策本部**において関係機関と調整し避難先を確保。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



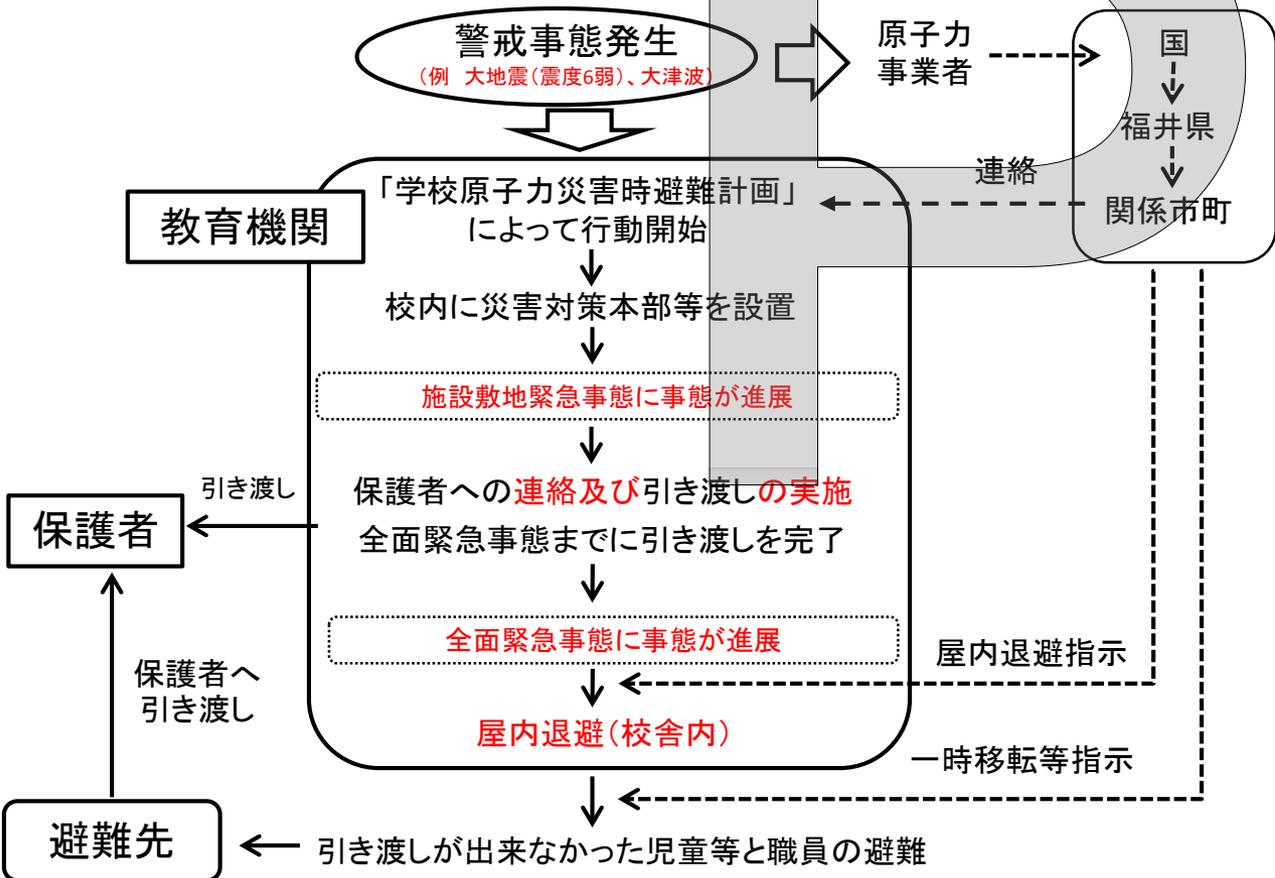
※1 ( )内は支援者有り

※2 平成27年3月現在 各市町において精査中

※3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、行政、自治会、消防団等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。

# 福井県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に**校長等を本部長とする学校災害対策本部等**を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、**施設敷地緊急事態により市町災害対策本部から屋内退避の準備として帰宅指示が出された場合には、児童等を保護者に引き渡し、全面緊急事態までに完了する。**
- **引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。**
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。



UPZ内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	〇〇	〇〇〇
小学校	〇〇	〇〇〇
中学校	〇〇	〇〇〇
高等学校	〇〇	〇〇〇
大学・専門学校	〇〇	〇〇〇
特別支援学校	〇〇	〇〇〇
<b>合計</b>	<b>〇〇</b>	<b>〇〇〇</b>

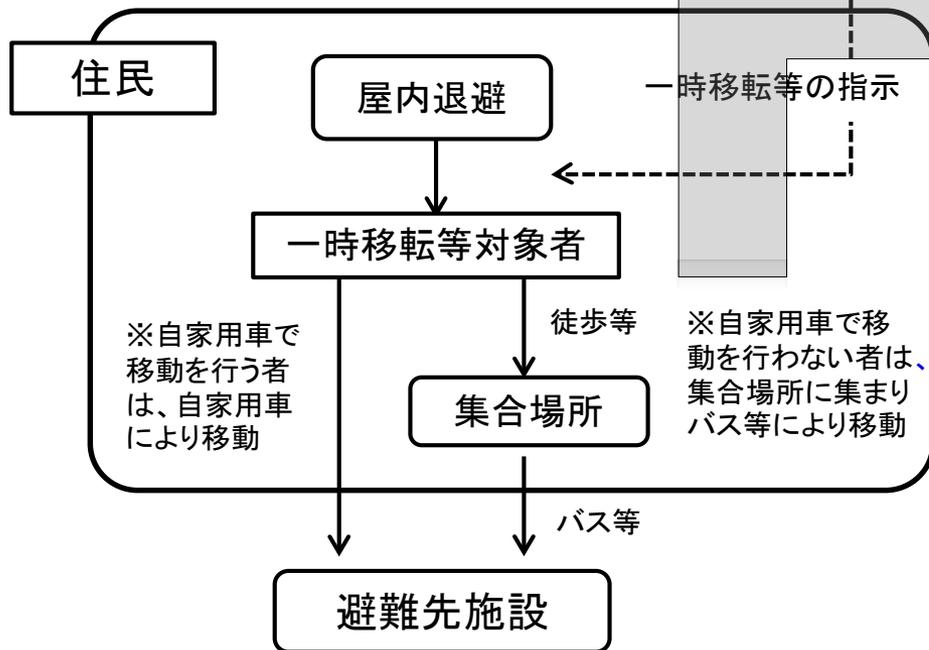
# 福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 $\mu$ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20 $\mu$ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、**広報車**、**緊急速報メールサービス**、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。

関係市町災害対策本部

<UPZ内市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。



市町名	県内避難先	県外避難先	
高浜町 〇〇人*	敦賀市	兵庫県	三田市、猪名川町
おおい町 〇〇人*	敦賀市		伊丹市、川西市
小浜市 〇〇人*	鯖江市、越前市		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
若狭町 〇〇人*	越前町		丹波市、小野市、加東市

\*平成〇年〇月〇日時点

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。

広域避難先(県外避難)  
兵庫県

【高浜地区】

いながわちよう

猪名川町 生涯学習センター、他1か所

【和田地区】

さんだし

三田市 駒ヶ谷運動公園、他3か所

避難先(県内避難)

つるが

敦賀市

【高浜地区】

なかごう

敦賀市中郷体育館、  
敦賀市立中央小学校、他5か所

【和田地区】

敦賀市栗野スポーツセンター、他3か所

主な経路①

国道27号⇒小浜西IC⇒舞鶴若狭自動車道  
⇒敦賀IC

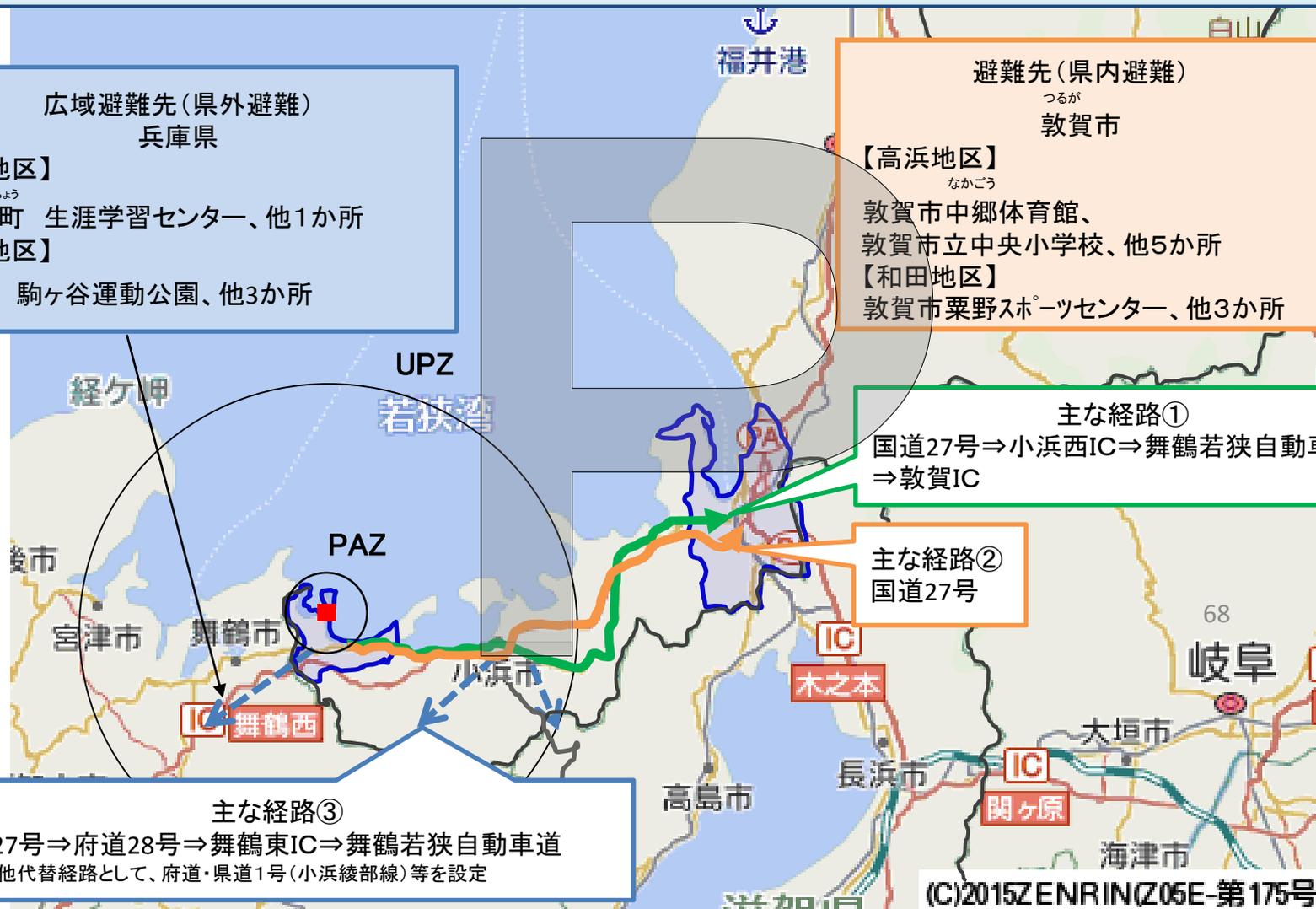
主な経路②

国道27号

主な経路③

国道27号⇒府道28号⇒舞鶴東IC⇒舞鶴若狭自動車道

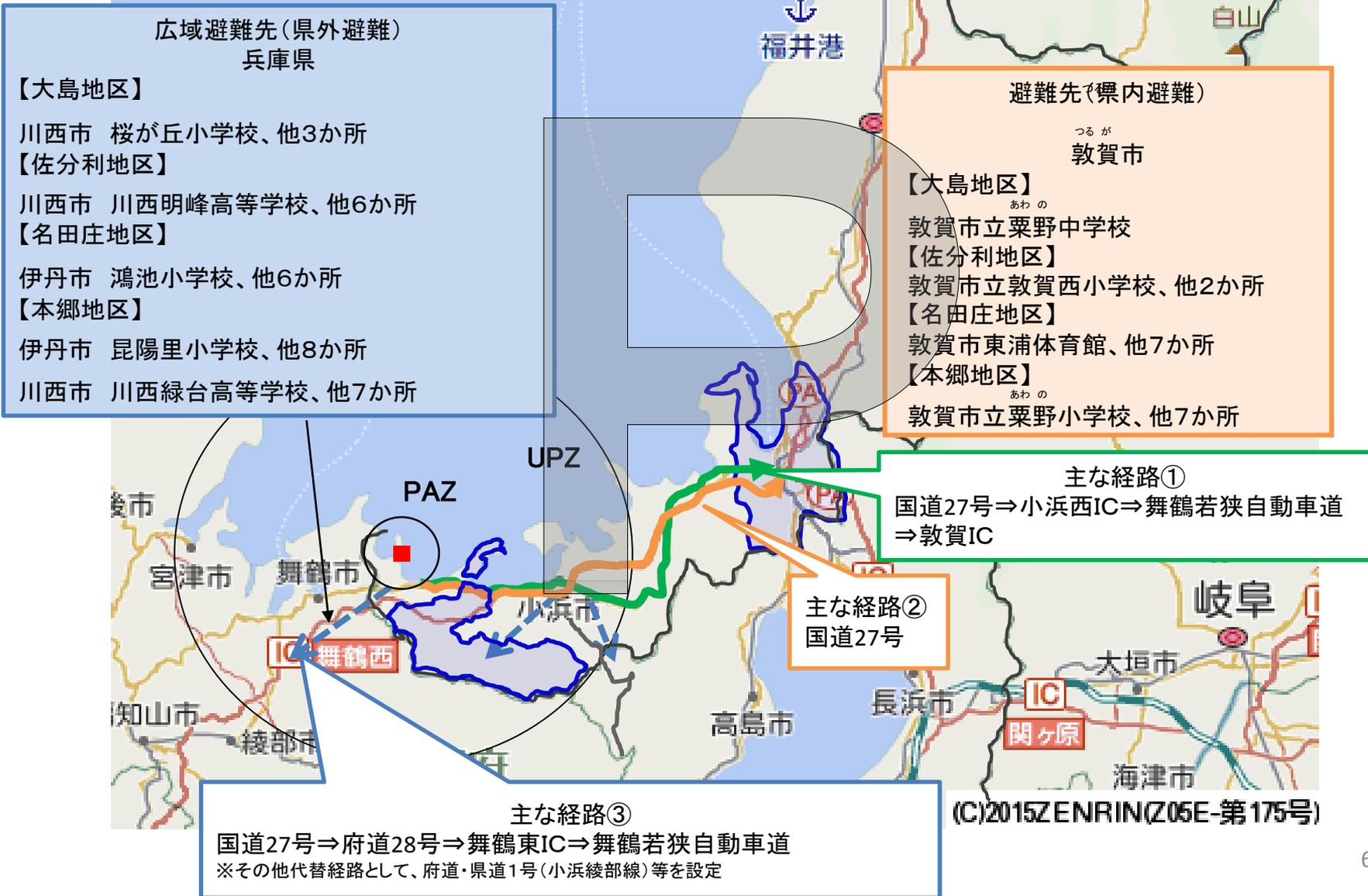
※その他代替経路として、府道・県道1号(小浜綾部線)等を設定



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

# おおい町におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。

